

<大学院人文学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

1. 修士論文

1.1 審査体制

学位論文の審査は、本研究科の教授2名以上又は教授1名及び准教授1名の2名以上の委員により組織する審査委員会が行う。なお、学位論文の審査に当たって本研究科教授会が認めたときは、他の大学院等の教員等を委員に含めることができる。

審査委員会には、主査1名及び副査1名以上を置く。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等の全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べるることができる者とする。

1.2 審査の方法

学位論文の審査は、以下の評価項目について、主査と副査による査読、及び口答試問を実施する。また、当該論文の内容については、原則として、適切な公開発表の機会を設ける。

1.3 評価項目及び基準

学位論文の審査は、次の1～5に沿って執筆される修士論文に対して、6の評価項目及び評価基準を設けて行う。

1. 修士の学位を授与される者は、専攻分野における基礎的な研究能力、または高度の専門性が求められる職業を担うための能力を有する必要がある。修士論文は、これらの能力を修得したことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。
2. 修士論文は、申請者自身の単著であるとともに、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果でなければならない。また、その内容については、過去に発表された本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアをみだりに侵害する箇所を含んではならない。
3. 修士論文は、その内容が専攻分野で認められる一定の学術的価値を有し、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含まなければならない。
4. 修士論文の執筆言語、その他の形式に関しては、専攻ごとに別に定めて明示するものを順守していなければならない。
5. 修士論文は、審査委員会が行う修士論文の審査及び最終試験において、学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。

6. 修士論文の審査にあたっては、以下の評価項目及び評価基準を設ける。また、この評価項目及び評価基準のほか、必要に応じて、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目及び評価基準を各専攻で別に定める。修士論文の審査は、これらの評価項目及び評価基準に基づき総合的な評価を行う。

| 評価項目 | 評価基準 |
|------|---|
| 独創性 | 論考に独創性があるか。 |
| 継承性 | 取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対する学位論文の位置づけが明確にされているか。 |
| 実証性 | 適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。 |
| 論理性 | 論が論理的に展開されているか。 |
| 明確性 | 適切な表現で執筆されているか。 |

1.4 学位論文が満たすべき水準

審査委員会は、上記の評価項目及び基準に沿って学位授与の審査を行い、審査委員の全員が適当と認める場合において、当該修士論文を合格とする。また、学位授与の議決は、大阪大学学位規程第15条に基づき、本研究科教授会がその議決を委任する専攻会議において行う。

2. 博士論文

2.1 審査体制

学位論文の審査は、本研究科の教授2名を含む3名以上の委員により組織する審査委員会が行う。なお、学位論文の審査に当たって本研究科教授会が認めたときは、他の大学院等の教員等を委員に含めることができる。

審査委員会には、主査1名及び副査2名以上を置く。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査等の全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べるることができる者とする。

2.2 審査の方法

学位論文の審査は、以下の評価項目について、主査と副査による査読、及び口答試問を実施する。また、当該論文の内容については、原則として、適切な公開発表の機会を設ける。

2.3 評価項目及び基準

学位論文の審査は、次の1～5に沿って執筆される博士論文に対して、6の評価項目及び評価基準を設けて行う。

1. 博士の学位を授与される者は、専攻分野に関する十分に広範な知識を有し、独立した研究者として研究を遂行し、研究成果を外部に発表できる能力を有する必要がある。博士論文は、これらの能力を修得したことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。
2. 博士論文は、申請者自身の単著であることを原則とし、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果で、かつ高い独創性を有するものでなければならない。また、その内容については、過去に発表された本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアをみだりに侵害する箇所を含んではならない。
3. 博士論文は、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の提出など、人類の「知」の地平を拡大させるような貢献をなす、十分な学術的価値を有する研究内容を含まなければならない。
4. 博士論文の執筆言語、その他の形式に関しては、専攻ごとに別に定めて明示するものを順守していなければならない。
5. 博士論文は、審査委員会が行う博士論文の審査及び最終試験において、学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。
6. 博士論文の審査にあたっては、以下の評価項目及び評価基準を設ける。また、この評価項目及び評価基準のほか、必要に応じて、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目及び評価基準を各専攻で別に定める。博士論文の審査は、これらの評価項目及び評価基準に基づき総合的な評価を行う。

| 評価項目 | 評価基準 |
|------|---|
| 独創性 | 論考に独創性があるか。 |
| 継承性 | 取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対する学位論文の位置づけが明確にされているか。 |
| 実証性 | 適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。 |
| 論理性 | 論が論理的に展開されているか。 |
| 明確性 | 適切な表現で執筆されているか。 |

2.4 学位論文が満たすべき水準

審査委員会は、上記の評価項目及び基準に沿って学位授与の審査を行い、審査委員の全員が適当と認める場合において、当該博士論文を合格とする。また、学位授与の議決は、大阪大学学位規程第15条に基づき、本研究科教授会がその議決を委任する専攻会議において行う。